

民間あっせん機関による養子縁組あっせん事業の許可等に係る事務手続要綱

(令和4年6月30日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号。以下「法」という。）、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行令（平成29年政令第290号。以下「令」という。）、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省令第125号。以下「規則」という。）、民間あっせん機関が適切に養子縁組のあっせんに係る業務を行うための指針（平成29年厚生労働大臣告示第341号）及び民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則第12条の厚生労働大臣が定める基準（平成29年厚生労働大臣告示第342号）に基づく民間あっせん機関による養子縁組あっせん事業について、その業務の円滑かつ適正な運営を確保するため、民間あっせん機関の許可等に係る必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、第1条の各法令等に定めるところによる。

(許可の根拠法令)

第3条 民間あっせん機関による養子縁組あっせん事業の許可については、法第6条第1項に基づき、板橋区長（以下「区長」という。）が行うものとする。

(許可申請)

第4条 許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、法第6条第2項、第3項及び規則第1条各項の規定に基づき、養子縁組あっせん事業許可申請書及び養子縁組あっせん事業許可有効期間更新申請書（別記第1号様式）及び手数料表（別記第2号様式）、その他必要書類を区長に提出しなければならない。

(審査基準)

第5条 区長が許可するために必要な審査基準は、法、規則、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律等の施行について（平成29年11月27日付子発1127第4号厚生労働省子ども家庭局長通知）第2のⅡの2の（1）及び養子縁組あっせん事業の許可等の適正な実施について（平成30年3月9日付子家発0309第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知。以下「課長通知」という。）1の（1）に掲げる事項とする。

2 区長は、前項に規定する審査基準に基づく審査において、申請者（申請者が法人の場合は、その役員）が、課長通知1の（1）の①から④までのいずれにも該当しないことを確認した上で、暴力団員等該当性について、警察に対して情報提供を求め、該当しないことを確認する。

(許可)

第6条 区長は、審査の結果、第4条に定める許可申請が第5条に定める審査基準に適合していると認めるときは、許可をしなければならない。

2 区長は、前項の規定に関わらず、申請者が法第8条に規定するいずれかに該当する場合は、許可をしてはならない。

3 区長は、前項の規定に関し、申請者（申請者が法人の場合は、その役員）が法第8条第3号から第5号までのいずれにも該当しないことを確認した上で、当該申請者（申請者が法人の場合は、その役員）の本籍地の区市町村に対して、犯歴情報の照会を行う。

4 区長は、申請者（申請者が法人の場合は、その役員）が法第8条第5号に該当しないことを確認するため、前項の規定による確認に加え、必要に応じて申請者（申請者が法人の場合は、その役員）の居住地等の道府県等に対して、課長通知1の（5）に規定する事項について照会を行うなど、適宜確認を行うこととする。

(許可証の交付)

第7条 区長は、第6条に定める許可をしたときは、規則第4条第1項に規定する養子縁組あっせん事業許可証(別記第3号様式)を交付しなければならない。

2 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、又は当該許可証が滅失したときは、速やかに、規則第4条第2項に規定する養子縁組あっせん事業許可証再交付申請書(別記第4号様式)を区長に提出しなければならない。

3 前項の規定により、養子縁組あっせん事業許可証再交付申請書が提出されたときは、区長は、当該許可証を再交付しなければならない。

(許可の更新)

第8条 第6条の許可の有効期間は、法第12条第1項に基づき、当該許可の日から起算して3年間とする。

2 前項に規定する許可の有効期間(当該許可の有効期間についてこの項の規定により更新を受けたときあっては、当該更新を受けた許可の有効期間)の満了後引き続き当該許可に係る養子縁組あっせん事業を行おうとする者は、許可の有効期間の更新を受けなければならない。

3 区長は、前項に規定する許可の有効期間の更新の申請があった場合において、当該申請が第5条に定める審査基準に適合していると認めるときは、当該許可の有効期間の更新をしなければならない。

4 第2項の規定によりその更新を受けた場合における第6条の許可の有効期間は、当該更新前の許可の有効期間が満了する日の翌日から起算して5年とする。

5 第4条の規定は、第2項に規定する許可の有効期間の更新について準用する。

(変更の届出)

第9条 民間あっせん機関は、法第6条第2項に掲げる事項(規則で定めるものを除く。)に変更があったときは、遅滞なく、規則第5条第2項に規定する養子縁組あっせん事業変更届出書及び養子縁組あっせん事業許可証書換申請書(別記第5号様式)によりその旨を区長に届け出なければならない。この場合において、当該変更に係る事項が養子縁組あっせん事業を行う事業所の新設に係るものであるときは、当該事業所に係る事業計画書その他規則で定める書類を添付しなければならない。

2 区長は、前項の規定により養子縁組あっせん事業を行う事業所の新設に係る変更の届出があったときは、当該新設に係る事業所の数に応じ、許可証を交付しなければならない。

3 区長は、第1項の規定による届出を受けた場合において、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、書換え後の許可証を交付しなければならない。

4 区長は、第1項及び第2項の規定による届出を受けたときは、必要に応じて適宜確認を行うこととする。

(廃止の届出)

第10条 民間あっせん機関は、養子縁組あっせん事業を廃止したときは、遅滞なく、規則第6条第2項に規定する養子縁組あっせん事業廃止届出書(別記第6号様式)により、その旨を区長に届け出なければならない。

(区長への報告)

第11条 民間あっせん機関は、毎事業年度終了後2月以内に、養子縁組あっせん事業を行う事業所ごとの養子縁組あっせん事業に係る事業報告書を作成し、区長に提出しなければならない。

2 民間あっせん機関は、法第32条第1項各号及び第2項に掲げる事由が生じたときは、当該各号に掲げる事項を、報告書(別記第7号様式)により区長に報告しなければならない。

(指導及び助言)

第12条 区長は、法の施行に関し必要があると認めるときは、民間あっせん機関に対し、その業務の適正な運営を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

(報告及び検査)

第13条 区長は、法を施行するために必要な限度において、規則で定めるところにより、民間あっせん機関に対し、必要な事項を報告させることができる。

2 区長は、法を施行するために必要な限度において、所属の職員に、民間あっせん機関の事業所その他の施設に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、規則第19条に規定するその身分を示す証書(別記第8号様式)を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(その他)

第14条 この要綱の施行について必要な事項は、子ども家庭総合支援センター所長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

（第一面）

養子縁組あっせん事業許可申請書及び
養子縁組あっせん事業許可有効期間更新申請書

① 年 月 日

板橋区長 あて

(ふりがな)
②申請者 名称

(ふりがな)
代表者 氏名

1. 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記のとおり許可の申請をします。
2. 法第12条第2項の規定により下記のとおり更新申請をします。

記

③許可番号	(有効期間の末日 年 月 日)		
(ふりがな) ④法人の名称			
⑤所 在 地 (ふりがな)	〒 □□□□ - □□□□ □□□□ 電話 ()		
(ふりがな) ⑥代表者氏名等	氏 名	住 所	
(ふりがな) ⑦役員氏名等	氏 名	住 所	
⑧兼 業 の 種類・内容	1.	2.	3.
	4.	5.	6.

(第二面)

養子縁組あっせん事業を行う事業所に関する事項

⑨事業所		
名称	所在地	
土地面積	建物面積	建物構造
m ²	m ²	
⑩養子縁組あっせん責任者		
氏名		住所
経歴	勤務形態	研修の受講状況
		修了(年 月)・受講予定
⑪担当者氏名等		
職	氏名	電話番号
⑨事業所		
名称	所在地	
土地面積	建物面積	建物構造
m ²	m ²	
⑩養子縁組あっせん責任者		
氏名		住所
経歴	勤務形態	研修の受講状況
		修了(年 月)・受講予定
⑪担当者氏名等		
職	氏名	電話番号

⑫取次機関

名 <small>(ふりがな)</small> 称	
住 <small>(ふりがな)</small> 所	
事業内容	

申請者(法人の役員を含む)は、法第8条各号のいずれにも該当せず、法第36条第1項の規定により選任する養子縁組あっせん責任者は法第8条第1号から第7号までに該当しない者であって、かつ、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則(平成29年厚生労働省令第125号。以下「規則」という。)第18条第1項各号に掲げるいずれかの資格又は経験を有することを誓約します。

(第三面)

<記載要領>

- 1 養子縁組あっせん事業の許可を申請する場合には、表題中「養子縁組あっせん事業有効期間更新申請書」の文字を抹消し、及び2の全文を抹消すること。
また、養子縁組あっせん事業の許可の有効期間の更新を申請する場合には、表題中「養子縁組あっせん事業許可申請書」の文字を抹消し、及び1の全文を抹消すること。
- 2 ①欄には、申請書を区長に提出する年月日を和暦で記載すること。
- 3 複数の都道府県、特別区指定都市又は児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）に事業所を設けて養子縁組あっせん事業を行う場合、それぞれの都道府県知事等に対し許可の申請をすること。
- 4 ②欄には、許可の申請者である法人の名称及び代表者の氏名を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 5 ③欄は、有効期間の更新申請の場合のみ、許可番号、許可の有効期間の末日を記載すること。
- 6 ④欄には、養子縁組あっせん事業を行う法人の名称を記載すること。
- 7 ⑤欄には、申請を行う都道府県等における、養子縁組あっせん事業を行う法人の主たる事務所の所在地を記載すること。
- 8 ⑧欄には、他に行っている事業の種類及び内容を記載すること。
- 9 ⑨欄には、養子縁組あっせん事業を行う事業所を全て記載すること。「建物構造」欄には、木造、鉄骨造、RC造、SRC造の別を記載すること。なお、所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。
- 10 ⑩欄には、事業所ごとに選任することとされている養子縁組あっせん責任者の氏名等を記載すること。「経歴」欄には、規則第18条第1項各号に掲げる資格又は経験のうち有するものを記載すること。「勤務形態」欄には、常勤・非常勤の別を記載するとともに、非常勤の場合は勤務状況を具体的に記載すること。「研修の受講状況」欄には、規則第18条第2項の厚生労働大臣が認める研修について、修了している場合は修了に丸を付すとともに修了した年月を記載し、修了していない場合は受講予定に丸を付すこと。
- 11 ⑪欄には、それぞれの事業所における担当者の職・氏名・電話番号を記載すること。
- 12 ⑫欄には、取次機関を利用する場合のみ、記載すること。

<添付書類>

- 定款その他の基本的約款を記載した書類
- 業務方法書（法第6条第3項第2号に規定する養子縁組あっせん事業の実施方法を記載した書類）
- 国際的な養子縁組のあっせんを行おうとする場合は、当該国際的な養子縁組のあっせんの相手先国に関する書類（取次機関を利用しようとする場合は、あわせて当該取次機関に関する書類）
- 養子縁組あっせん事業を行う事業所ごとの当該あっせん事業に係る事業計画書
- 財産目録、貸借対照表及び収支計算書又は損益計算書
- 手数料表（様式第2号）
- 登記事項証明書
- 役員の履歴書
- 養子縁組あっせん責任者の履歴書及び規則第18条第1項各号に規定する資格又は経験を有することを証する書類
- 事業所ごとの施設の概要を記した書類

※ また、法第6条第1項の許可を受けた後、上記添付書類に変更があった場合には、遅滞なく区長に変更後の書類を提出すること。

第2号様式（第4条関係）

手 数 料 表

① 年 月 日

(ふりがな)
②申請者名称

(ふりがな)
代表者氏名

③適用事業所名称

本事業所が、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号。以下「法」という。）第2条第4号の養子縁組あっせん事業を行った場合は、法第9条第1項の規定に基づき、次のとおり手数料を申し受けます。

1. 徴収する手数料の種類

□第1号手数料

- (1) 養親希望者に対する相談援助、養親希望者による養子縁組のあっせんの申込みの確認に要する調査その他の特定の養親希望者に係る業務に要する交通費又は通信費（(2)から(10)までに含まれるものを除く。）
- (2) 養親希望者に対する研修に要する費用
- (3) 養親希望者に対する養子縁組のあっせんに係る児童（以下「あっせん児童」という。）及びその父母等に対する相談援助、当該あっせん児童の父母等による養子縁組のあっせんの申込みの確認に要する調査その他の当該あっせん児童及びその父母等に係る養子縁組のあっせんに係る業務に要する交通費又は通信費
- (4) あっせん児童に係る出産に要する費用（妊産婦に対する健康診査に要する費用を含み、当該出産及び健康診査を取り扱う医療機関その他の機関が通常分娩及び健康診査の際に請求する額を超えない部分に係るものとし、あっせん児童の父母等が出産育児一時金その他の給付金を利用して支払う場合には当該給付金の額を控除した額に係るものに限る。）
- (5) 養親希望者にあっせん児童を委託するまでの間の当該あっせん児童の養育等に要する費用
- (6) 養親希望者にあっせん児童を委託した場合における養親希望者への相談援助に要する交通費又は通信費
- (7) 裁判所に提出する書類の作成に要する費用
- (8) 国際的な養子縁組を行う場合にあっては、それに係る文書の翻訳及び査証を受けるために必要な書類の作成に要する費用
- (9) 養子縁組の成立後の児童及び養親に対する相談援助に要する交通費又は通信費及びその相談援助に必要な養子縁組のあっせんに係る文書の保存に要する費用
- (10) その他特定の養親希望者から手数料として徴収することが社会通念上適切と認められる費用

□第2号手数料

- (1) 児童の父母等に対する相談援助、児童の父母等による養子縁組のあっせんの申込みの確認に要する調査その他の特定の児童等に係る業務に要する交通費又は通信費
- (2) 養子縁組のあっせんに係る特定の児童の出産に要する費用（妊産婦に対する健康診査に要する費用を含み、当該出産及び健康診査を取り扱う医療機関その他の機関が通常の出産及び健康診査の際に請求する額を超えない部分に係るものとし、児童の父母等が出産育児一時金その他の給付金を利用して支払う場合には当該給付金の額を控除した額に係るものに限る。）
- (3) 養親希望者が児童を引き取るまでの間の当該児童の養育等に要する費用

□第3号手数料

- (1) 上記に掲げる費用（特定の養親希望者に係る業務又は特定の児童等に係る業務に現に要した費用として金額を示すことができるものに限る。）の合計額から第1号手数料又は第2号手数料として徴収する額を控除した額
- (2) 人件費、事務費その他の養子縁組あっせん事業の運営に通常要する費用（上記に掲げる費用を除く。）の額

2. 徴収する手数料の額及び手数料を徴収する時期

＜第1号手数料＞

費用	手数料の額	手数料を徴収する時期
(1)の費用	実際に要した額の 全部・一部	
(2)の費用	実際に要した額の 全部・一部	
(3)の費用	実際に要した額の 全部・一部	
(4)の費用	実際に要した額の 全部・一部	
(5)の費用	実際に要した額の 全部・一部	
(6)の費用	実際に要した額の 全部・一部	
(7)の費用	実際に要した額の 全部・一部	
(8)の費用	実際に要した額の 全部・一部	
(9)の費用	実際に要した額の 全部・一部	
(10)の費用	実際に要した額の 全部・一部	

<第2号手数料>

費用	手数料の額	手数料を徴収する時期
(1)の費用	実際に要した額の 全部 ・ 一部	
(2)の費用	実際に要した額の 全部 ・ 一部	
(3)の費用	実際に要した額の 全部 ・ 一部	

<第3号手数料>

費用	手数料の額	手数料を徴収する時期
(1)の費用	円	
(2)の費用	円	

<記載要領>

- 1 ①欄には、区長に提出する年月日を和暦で記載すること。
- 2 ②欄には、申請者である法人の名称及び代表者の氏名を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 3 ③欄には、本手数料表に基づき手数料を徴収することとなる全ての事業所の名称を記載すること。
- 4 「1. 徴収する手数料の種類」においては、徴収する手数料の種類に該当する項目の□にチェックすること。
- 5 第1号手数料とは、特定の養親希望者に係る業務（特定の養親希望者に対する養子縁組のあっせんに係る児童及びその父母等に対する業務を含む。）に現に要した費用として金額を示すことができるものであって、特定の養親希望者から徴収するものであること。
- 6 第2号手数料とは、特定の児童又はその父母等に係る業務に現に要した費用として金額を示すことができるものであって、当該特定の児童の父母等から徴収するものであること。
- 7 第3号手数料とは、(1)の費用の額及び(2)の費用の額の全部又は一部を合計した額について、当該事業年度の養親希望者数で按分する方法その他の事前に定めた適切な方法により算定したものであって、事前に定めた者（当該事業年度の養親希望者全員等）から徴収するものであること。
- 8 「2. 徴収する手数料の額及び手数料を徴収する時期」の「手数料の額」欄においては、「1. 徴収する手数料の種類」で□にチェックした費用について、
 - ・第1号手数料及び第2号手数料にあつては、「全部」又は「一部」のいずれかに丸を付すこと。
 - ・第3号手数料の(1)の費用にあつては、当該事業年度の養親希望者から前事業年度等の過去に要した費用を徴収するなど、あらかじめ具体的な金額を示すことができる場合には、当該金額を記載すること。
 - ・第3号手数料の(2)の費用にあつては、当該事業年度の事業計画において見込まれる人件費、事務費等を養親希望者の見込み数で按分するなどにより算定した額を記載すること。
- 9 「2. 徴収する手数料の額及び手数料を徴収する時期」の「手数料を徴収する時期」欄においては、養親希望者に対する研修を受けたとき、あっせんに係る養子縁組が成立したときなど、手数料を徴収する時期を具体的に記載すること。
また、児童の父母等の同意の撤回や縁組成立前養育の中止等により養子縁組のあっせんを中断したときでも手数料を徴収する場合には、その旨を明記すること。
- 10 各項目に係る費用の算定の根拠となる料金表を別に添付すること。また、第3号手数料については、添付する料金表において、具体的な算定方法及び手数料を徴収する対象者を記載すること。

許可番号

許可年月日 年 月 日

養子縁組あっせん事業許可証

法人の名称

所在地

上記の者は、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）第6条第1項の許可を受けて、下記のとおり養子縁組あっせん事業を行う者であることを証明する。

年 月 日

板橋区長

記

1 事業所の
名称
所在地

2 許可の有効期間 年 月 日から 年 月 日までとする。

養子縁組あっせん事業許可証再交付申請書

① 年 月 日

板橋区長 あて

(ふりがな)
②申請者 名称
(ふりがな)
代表者 氏名

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）第10条第3項の規定により、下記のとおり再交付を申請します。

記

③許 可 番 号		
④法 人 の 名 称 <small>(ふりがな)</small>		
⑤所 在 地 <small>(ふりがな)</small>		〒 □□□ - □□□□ □□□□ 電話 ()
⑥事業所	<small>(ふりがな)</small> 名 称	
	<small>(ふりがな)</small> 所 在 地	
	<small>(ふりがな)</small> 名 称	
	<small>(ふりがな)</small> 所 在 地	
⑦再 交 付 理 由		

<記載要領>

- ①欄には、申請書を区長に提出する年月日を和暦で記載すること。
- ②欄には、申請者である法人の名称及び代表者の氏名を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- ③欄には、許可の際に付与された許可番号を記載すること。
- ④欄には、法人の名称を記載すること。
- ⑤欄には、法人の主たる事務所の所在地を記載すること。
- ⑥欄には、許可証の再交付に係る全ての事業所の名称及び所在地を事業所ごとに記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。
- ⑦欄には、再交付理由を具体的に記載すること。

養子縁組あっせん事業変更届出書及び
 養子縁組あっせん事業許可証書換申請書

① 年 月 日

板橋区長 あて

(ふりがな)

②届出者 名称

(ふりがな)

代表者 氏名

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号。以下「法」という。）第13条第1項の規定により、下記のとおり変更を届け出ます。

記

③許 可 番 号	(有効期間の末日 年 月 日)		
(ふりがな) ④法 人 の 名 称			
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒 □□□ - □□□□ □□□□ 電話 ()		
⑥ 事 業 所	(ふりがな) 名 称		
	(ふりがな) 所 在 地		
	(ふりがな) 名 称		
	(ふりがな) 所 在 地		
⑦ 変 更 事 項			
⑧ 変 更 前			
⑨ 変 更 後			
⑩ 変 更 年 月 日			

⑪事業所の新設
又は廃止の理由

⑫新設事業所

(ふりがな) 名 称			
(ふりがな) 所在地			
建物の 状況	土地面積	建物面積	建物構造
	m ²	m ²	
養子縁組 あっせん 責任者	氏 名	住 所	
	経 歴	勤務形態	研修の受講状況
			修了 (年 月)・受講予定
担当者	職	氏 名	電話番号

(ふりがな) 名 称			
(ふりがな) 所在地			
建物の 状況	土地面積	建物面積	建物構造
	m ²	m ²	
養子縁組 あっせん 責任者	氏 名	住 所	
	経 歴	勤務形態	研修の受講状況
			修了 (年 月)・受講予定
担当者	職	氏 名	電話番号

<記載要領>

- 1 養子縁組あっせん事業許可証の記載事項（事業所の名称又は所在地）の変更を伴わない場合には、表題中「養子縁組あっせん事業許可証書換申請書」の文字を抹消すること。
また、養子縁組あっせん事業許可証の記載事項（事業所の名称又は所在地）の変更を伴う場合には、表題の文字を抹消しないこと。
- 2 ①欄には、区長に提出する年月日を和暦で記載すること。
- 3 ②欄には、届出者である法人の名称及び代表者の氏名を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 4 ③欄には、許可の際に付与された許可番号及び許可の有効期間の末日を記載すること。
- 5 ④欄には、養子縁組あっせん事業を行う法人の名称を記載すること。
- 6 ⑤欄には、養子縁組あっせん事業を行う法人の主たる事務所の所在地を記載すること。
- 7 ⑥欄には、変更の届出に係る全ての事業所（新設に係る事業所を除く。）の名称及び所在地を記載すること。なお、所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。
- 8 ⑩欄には、変更事項について、変更した年月日を記載すること。
- 9 養子縁組あっせん事業を行う事業所の新設の場合における記載方法
新たに養子縁組あっせん事業を行う事業所を新設した場合は、以下のとおり記載すること。
また、新設した事業所のあっせん事業に係る事業計画書、養子縁組あっせん責任者の履歴書及び民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省令第125号。以下「規則」という。）第18条第1項各号に掲げる資格又は経験の有することを証する書類、施設の概要を記した書類を添付すること。
 - ・⑦欄には「事業所の新設」と記載すること。
 - ・⑧⑨欄には、記載を要しないこと。
 - ・⑩欄には、新設した事業所で養子縁組あっせん事業を開始した年月日を記載すること。
 - ・⑪欄には、事業所を新設した理由を具体的に記載すること。
 - ・⑫欄には、該当する全ての事業所について記載すること。具体的な記載方法は以下のとおりとすること。

- ・「建物の状況」の「建物構造」欄には、木造、鉄骨造、RC造、SRC造の別を記載すること。
 - ・「養子縁組あっせん責任者」の「経歴」欄には、規則第18条第1項各号に掲げる資格又は経験のうち有するものを記載するとともに、他の事業所における養子縁組あっせん責任者を兼務させる場合にあってはその旨を記載すること。「勤務形態」欄には、常勤・非常勤の別を記載するとともに、非常勤の場合は勤務状況を具体的に記載すること。「研修の受講状況」欄には、規則第18条第2項の厚生労働大臣が認める研修について、修了している場合は修了に丸を付すとともに修了した年月を記載し、修了していない場合は受講予定に丸を付すこと。
 - ・「担当者」欄には、新設した事業所における担当者の職・氏名・電話番号を記載すること。
- 10 養子縁組あっせん事業を行う事業所の廃止の場合における記載方法
養子縁組あっせん事業を行う事業所を廃止した場合は、以下のとおり記載すること。なお、養子縁組あっせん事業を行う全ての事業所を廃止した場合は、法第14条第1項の規定に基づき様式第6号（養子縁組あっせん事業廃止届出書）を提出すること。
 - ・⑥欄には、変更の届出に係る全ての事業所（新設に係る事業所を除く。）の名称及び所在地を記載すること。なお、所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。
 - ・⑦欄には「事業所の廃止」と記載すること。
 - ・⑧⑨欄には、記載を要しないこと。
 - ・⑩欄には、廃止した事業所で養子縁組あっせん事業を終了した年月日を記載すること。
 - ・⑪欄には、事業所を廃止した理由を具体的に記載すること。

養子縁組あっせん事業廃止届出書

① 年 月 日

板橋区長 あて

(ふりがな)
②届出者 名称

(ふりがな)
住 所

(ふりがな)
代表者 氏 名

下記のとおり養子縁組あっせん事業を廃止したので、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号。以下「法」という。）第14条第1項の規定により、届出をします。

記

③許 可 番 号	
④事業所	(ふりがな) 名 称
	(ふりがな) 所在地
	(ふりがな) 名 称
	(ふりがな) 所在地
	(ふりがな) 名 称
	(ふりがな) 所在地
	(ふりがな) 名 称
	(ふりがな) 所在地
⑤廃止年月日	
⑥廃止理由	
⑦帳簿の引継先	
⑧備 考	

<記載要領>

- 1 ①には、届出書を区長に提出する年月日を和暦で記載すること。
- 2 ②には、届出者である法人の主たる事務所の住所、名称及び代表者の氏名を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 3 ③欄には、許可の際に付与された許可番号を記載すること。
- 4 ④欄には、養子縁組あっせん事業を廃止する全ての事業所の名称及び所在地を記載すること。
所定の欄に記載し得ないときは別紙にて添付すること。
- 5 ⑤欄には、養子縁組あっせん事業を廃止した年月日を記載すること。
- 6 ⑥欄には、事業を廃止した理由を具体的に記載すること。
- 7 ⑦欄には、法第 19 条第 1 項の規定により帳簿を引き継ぐ都道府県又は他の民間あっせん機関の名称を記載すること。
- 8 ⑧欄には、担当者職・氏名及び連絡先を記載すること。

報告書

(事業者名)

(報告年月日)

① 年 月 日
 ② 年 月 日
 ③ 年 月 日
 ④ 年 月 日
 ⑤ 年 月 日
 ⑥ 年 月 日

時期		報告内容				
① ②	養親希望者1	氏名	生年月日	性別	住所	
		職業	収入	経歴		
		健康状態	居住する住宅の状況その他家庭の状況			
		あっせん希望理由				
		養親希望者研修修了(見込み)年月日	養子縁組里親であるか	(養子縁組里親の場合)登録都道府県名	法第26条各号のいずれにも該当しない者であるか	
① ②	養親希望者2	氏名	生年月日	性別	住所	
		職業	収入	経歴		
		健康状態	居住する住宅の状況その他家庭の状況			
		あっせん希望理由				
		養親希望者研修修了(見込み)年月日	養子縁組里親であるか	(養子縁組里親の場合)登録都道府県名	法第26条各号のいずれにも該当しない者であるか	
① ②	同居人1	氏名	生年月日	性別	養親希望者との関係	
		職業	健康状態	法第26条第2号から第4号までのいずれにも該当しない者であるか		
① ②	同居人2	氏名	生年月日	性別	養親希望者との関係	
		職業	健康状態	法第26条第2号から第4号までのいずれにも該当しない者であるか		
②	児童	氏名	生年月日	性別	住所	出生の届出の有無
		監護の状況			心身の健康に関する情報	
②	児童の父母	(母)	氏名	生年月日	住所	
		(父)	氏名	生年月日	住所	
		あっせん希望理由				
		あっせんに希望するに至った経緯				
(児童の父母以外に当該児童の法定代理人又は当該児童についての監護の権利を有する者がある場合のみ)その者の情報						
②	他	氏名	生年月日	性別	住所	
(あっせん申込者が縁組成立前養育に係る児童の父母でない者の場合のみ)その者の情報						
②	他	氏名	生年月日	性別	住所	児童との関係

時期	報告内容	
③	縁組成立前養育の中止に至った事由の内容(法第29条第5項各号の内容)	
	縁組成立前養育を開始した時から当該事由が生じた時までの間における縁組成立前養育における監護の状況	
④	特定の養親希望者があっせんに係る児童の養育を開始した時から養子縁組を成立させるために必要な手続を開始した時までの間における監護の状況	
⑤	養子縁組の成否	当該養子縁組のあっせんに関して当該養子縁組に係る養親希望者及び児童の父母等から徴収する手数料の額
	当該養子縁組を成立させるために必要な手続を開始した時から当該養子縁組の成否が確定した時までの間における監護の状況	
⑥	養子縁組の成立の日から6月間における当該養子縁組に係る児童の監護の状況	
	特別養子縁組の成立の審判に対する即時抗告の提起の有無	(即時抗告が提起された場合)当該即時抗告についての決定の内容

<記載要領>

- 1 ①から⑤までに係る事項については、以下の事由が生じたときに、その事由が生じた日から一月以内に作成、報告すること。
 - ・①に係る事項については、養親希望者との養子縁組のあっせんに係る契約の締結
 - ・②に係る事項については、縁組成立前養育の開始
 - ・③に係る事項については、法第29条第5項各号に掲げる事由(縁組成立前養育が行われている場合に限る。)
 - ・④に係る事項については、養子縁組を成立させるために必要な手続の開始
 - ・⑤に係る事項については、児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定
- 2 ⑥に係る事項については、養子縁組の成立の日から六月が経過したときに、その経過した日から一月以内に作成、報告すること。
- 3 ④に係る事項の作成、報告時点で、縁組成立前養育が行われていない場合は、④に係る事項の作成、報告時に、②に係る事項についても作成、報告すること。
- 4 ①から⑥までに係る事項が、同一の養子縁組のあっせんに関するものである場合は、同一の報告書を使用すること。(既に作成、報告されている事項についても、削除せず使用すること。)

第八号様式(第十二条関係)

表 縦十センチメートル
横八センチメートル

証 票

第 号 年 月 日交付

所属

職 氏 名

右の者は、民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律(平成二十八年法律第百十号)第三十九条の規定による立入検査、質問又は帳簿書類その他の物件の検査を行う職員であることを証明する。

裏

民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律

(報告及び検査)

第三十九条 都道府県知事は、この法律を施行するために必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、民間あつせん機関に対し、必要な事項を報告させることができる。

2 都道府県知事は、この法律を施行するために必要な限度において、所属の職員に、民間あつせん機関の事業所その他の施設に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。